

# 自動車リサイクルに関連する施策動向

令和3年 2月

経済産業省

環境省

# 2050年カーボンニュートラルに係る国内の動向

➤ 2020年10月26日、第203回臨時国会において、菅総理より「**2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す**」ことが宣言された。

## 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（2020年12月25日策定）抜粋

分野	内容
自動車・蓄電池産業	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ <b>2050年の自動車のライフサイクル全体でのカーボンニュートラル化を目指すとともに、蓄電池産業の競争力強化を図る。</b></li><li>① <b>電動化の推進・車の使い方の変革</b> 遅くとも2030年代半ばまでに、乗用車新車販売で電動車100%を実現できるよう包括的な措置を講じる。商用車についても、乗用車に準じて2021年夏までに検討を進める。<ul style="list-style-type: none"><li>(a) 電動車・インフラの導入拡大</li><li>(b) 電池・燃料電池・モータ等の電動車関連技術・サプライチェーン・バリューチェーン強化</li><li>(c) 車の使い方の変革</li></ul></li><li>② <b>燃料のカーボンニュートラル化</b></li><li>③ <b>蓄電池</b></li></ul>
資源循環関連産業	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ リデュース、リユース、リサイクル、リニューアブルについては、法律や計画整備により技術開発・社会実装を後押ししている。廃棄物発電・熱利用、バイオガス利用については、既に商用フェーズに入っており普及や高度化が進んでいる。今後、これらの取組について、「国・地方脱炭素実現会議」等における議論を踏まえつつ、技術の高度化、設備の整備、低コスト化等により更なる推進を図る。</li><li>◆ <b>循環経済への移行も進めつつ、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする。</b></li></ul>

## 第204回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説（2021年1月18日）抜粋

◆ **2035年までに、新車販売で電動車100%を実現いたします。**

# 今後のプラスチック資源循環施策の全体像

➤ 2021年1月28日に「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」が取りまとめられた。

**■ 環境配慮設計** [II.2.(1)関係]

- プラスチック製容器包装・製品の製造事業者やブランドオーナー（設計決定者）が取り組むことが求められる環境配慮設計の基本的事項を整理した指針を示し、事業者による環境配慮設計やそのための業界単位での設計の標準化などを促す

**■ リデュースの徹底** [II.1.関係]

- ワンウェイの容器包装・製品の設計決定者が取り組むべき環境配慮設計の基本的な事項を整理した指針を示す
- 小売・サービス事業者等に対してワンウェイの容器包装・製品について、使用の合理化を図るため、消費者の意思確認の徹底や代替素材への転換など事業者が取り組むべき措置を示し取組を求め、消費者の行動変容を促す

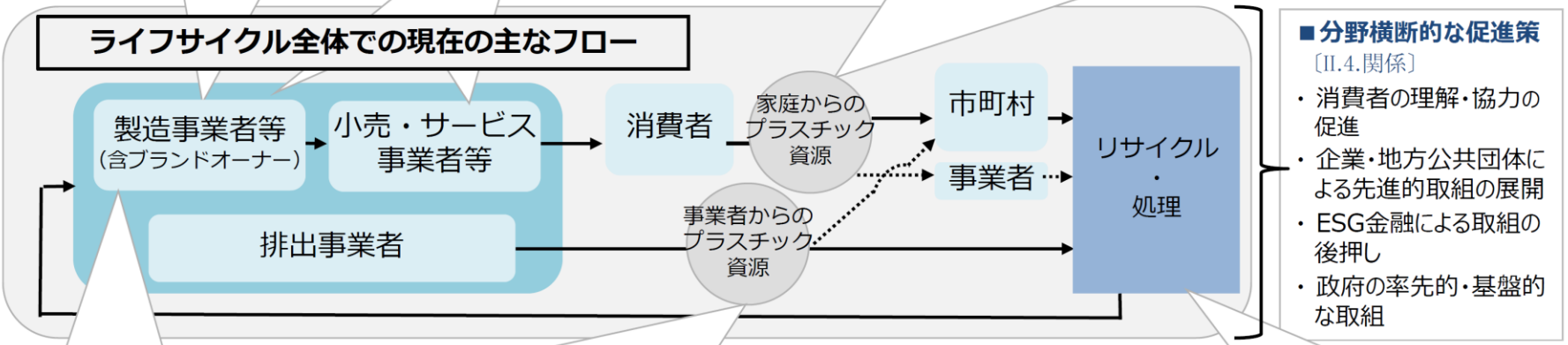
**■ 家庭からのプラスチック資源の回収・リサイクル** [II.2.(2) (i)関係]

**(市町村による分別回収)**

- 容器包装と製品を容器包装リサイクルルートを活用してまとめてリサイクルできるような措置
- プロセス全体でコストが低減し、リサイクルに支障がない場合には、選別工程を一体的に運用が行えるよう合理化のための措置
- 分別努力に応じた市町村に対するインセンティブ等を通じて、分別収集体制を全国的に整備

**(事業者による自主回収)**

- 事業者が自ら製造・販売した容器包装・製品に加え同種のものも含めたプラスチック資源を円滑に自主回収・リサイクルすることを可能とする措置
- 事業者が実施する回収量向上策を支援



**■ 再生素材やバイオプラスチックなど代替素材の利用促進** [II.3.関係]

- 再生素材について、政府率先調達等による需要喚起、業界における認証整備等の支援 等
- バイオプラスチックについて、導入ロードマップを策定し、これに基づく施策を展開

**■ 事業者からのプラスチック資源の回収・リサイクル** [II.2.(2) (ii)関係]

- 排出事業者に対し、プラスチック資源の排出抑制や分別・リサイクルの徹底、体制整備、情報発信等、取り組むべき措置を示し取組を求める
- 排出事業者がリサイクル事業者と連携し、自らが分別・排出するプラスチック資源を円滑に高度リサイクルすることを可能とする措置
- 事業者（例えば小規模店舗等）から排出されるプラスチック資源を市町村が回収する場合には、家庭から排出されたものとまとめてリサイクルできる環境を整備 等

**■ 効率的な回収・リサイクル基盤整備** [II.2.(2) (iii)関係]

- プラスチック資源の性状に応じた最適な手法の選択が可能となるよう技術開発と社会実装に向けたインフラ整備を支援
- リチウムイオン電池等のプラスチック資源への異物混入対策 等